

総務常任委員会記録

令和元年 第2回定例会		
1 日	時	令和 元年6月18日（火） 午前 10 時 00 分開会 午前 10 時 49 分閉会
2 場	所	常任委員会室
3 出 席 委 員		石 川 さやか 委員長 増 渕 靖 弘 副委員長 阿 部 秀 実 委員 荒 井 正 行 委員 鰐 原 一 男 委員 大 貫 武 男 委員
4 欠 席 委 員		なし
5 委員外出席者		大 島 久 幸 議 長
6 説 明 員		別紙のとおり
7 事務局職員		小杉 課長 山崎 書記
8 会議の概要		別紙会議記録のとおり

総務常任委員会 説明員

職 名	氏 名	人 数	
副市長	福田 義一	1名	
総務部	総務部長	糸井 朗	10名
	総務課長	金田 毅	
	企画課長	矢口 正彦	
	鹿沼営業戦略課長	益子 則男	
	秘書課長	郷 昭裕	
	人事課長	南雲 義晴	
	情報管理課長	大貫 陽子	
	水資源対策課長	高橋 慎治	
	危機管理監兼危機管理課長	廣瀬 明利	
	総務課総務係長	能島 賢司	
財務部	財務部長	渡邊 政幸	7名
	財政課長	木村 正人	
	公共施設活用課長	星井田 敬	
	庁舎整備推進室長	篠原 宏之	
	税務課長	日向野久仁子	
	納税課長	金子 尚己	
	契約検査課長	塩澤 恵功	
会計課	会計管理者	山野井 健	3名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	麦倉 実	
監査委員事務局	監査委員事務局長	渡邊 孝道	
消防本部	消防長	小池 一也	4名
	消防総務課長	黒川 純一	
	地域消防課長	星野 富夫	
	予防課長	北林 裕司	
合 計		25名	

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第39号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））
- 2 議案第42号 専決処分事項の承認について（鹿沼市税条例等の一部改正）
- 3 議案第43号 専決処分事項の承認について（鹿沼市都市計画税条例の一部改正）
- 4 議案第46号 鹿沼市税条例の一部改正について
- 5 議案第48号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について

令和元年第2回定例会 総務常任委員会概要

○石川委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案5件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第39号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））中、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。木村財政課長。

○木村財政課長 おはようございます。財政課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第39号 専決処分事項の承認について「平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」のうち、関係予算の主な内容について、ご説明をいたします。

平成30年度補正予算に関する説明書、一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上、1款「市税」、1項1目「個人」7,293万3,000円の増につきましては、景気の回復傾向により雇用状況が向上し、個人所得が増えていることなどにより、最終調定見込み額の増が見込まれることが主な要因であります。

次の2目「法人」2億2,388万7,000円の増につきましても、「個人」同様、景気回復による企業収益の増により、最終調定見込み額の増が見込まれることが主な要因でございます。

次の段、2項1目「固定資産税」1億1,558万7,000円の増につきましては、大規模な工場等が建築されたことに伴う家屋及び償却資産の増によるものであります。

5ページをお開きください。

中ほどの、6款「地方消費税交付金」4,958万円の増につきましては、交付決定によるもので、国内の消費動向の推移を反映したものと考えられますが、前年度決算額と比較いたしますと、6,286万7,000円、3.4%の増であります。

次に、一つ飛びまして8款「自動車取得税交付金」5,105万4,000円の増につきましても、交付決定によるものでありますが、前年度決算額と比較いたしますと3,416万6,000円、31.1%の増であります。

次の段、10款「地方交付税」2億423万1,000円の増につきましては、右側説明欄の「普通交付税」及び「特別交付税」のそれぞれ交付決定によるものでありますが、前年度決算額と比較いたしますと、普通交付税が1,984万5,000円、0.4%の減、特別交付税が442万3,000円、0.7%の減であります。

次に、7ページをお開きください。

一番下、14款「国庫支出金」、2項1目「総務費国庫補助金」462万7,000円の減につき

ましては、説明欄 2 行目、「地方創生事業費国庫補助金」であります、「農林商工連携・6 次産業化推進事業」などの実績に伴うものであります。

次に、9 ページをお開きください。

はい、9 ページでございます。

2 段目、15 款「県支出金」、2 項 1 目「総務費県補助金」の説明欄 2 行目「市町村総合交付金事業費県補助金」426 万 5,000 円の減につきましては、権限移譲に関する事務などに対しての補助決定に伴う減でございます。

次の「地方創生事業費県補助金」276 万 7,000 円の増につきましては、南押原地区と南摩地区で実施しております高齢者支援事業などに対しての補助決定に伴う増額でございます。

次の段、3 項 1 目「総務費委託金」4,040 万 2,000 円の増につきましては、説明欄 2 行目、「県税徴収費委託金」であります、県民税の徴収取り扱いに対する実績に伴う増でございます。

次の段、16 款「財産収入」、2 項 1 目「不動産売払収入」1,556 万 4,000 円の増につきましては、17 件分の不動産売り払い実績に伴うものであります。

次の 3 目「物品売払収入」322 万 6,000 円の増につきましては、更新等により不要となりました消防車両など 11 件の売り払い実績に伴うものであります。

次の段、17 款「寄附金」、1 項 1 目「総務費寄附金」432 万 2,000 円の増につきましては、説明欄の「一般管理費寄附金」及び「ふるさとかぬま寄附金」などの受け入れ実績によるものであります。

11 ページをお開きください。

上から 3 段目、20 款「諸収入」、1 項 1 目「総務費延滞金」531 万円の増につきましては、説明欄の「賦課徴収費延滞金」の実績見込みによる増でございます。

一つ飛びまして、4 項 3 目「雑入」の説明欄 2 行目、「市町村宝くじ交付金」1,111 万 4,000 円の増につきましては、栃木県市町村振興協会からの交付額の決定によるものであります。

次に一番下の段、21 款「市債」につきましては、13 ページをお開きください。

一番上、5 目「消防債」の説明欄、2 行目「常備消防施設整備事業債」750 万円の減につきましては、東分署の救急車更新などの実績に伴うものであります。また、4 行目の「非常備消防施設整備事業債」490 万円の減につきましては、玉田町の第 2 分団第 1 部の消防車両更新などの実績に伴うものであります。

次に、15 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番上、2 款「総務費」、1 項 8 目「財産管理費」の説明欄、「財政調整基金積立金」5 億円の増につきましては、今後の円滑な財政運営のために積み立てるもので、平成 30 年度末の基金現在高見込額は、40 億 9,566 万 7,000 円であります。

次の「公共施設整備基金積立金」3億100万円の増につきましては、今後の公共施設の整備に充てるために積み立てるもので、平成30年度末の基金現在高見込額は6億6,226万2,000円であります。

次に、飛びまして、21ページをお開きください。

中段より下、9款「消防費」、1項2目「非常備消防費」502万2,000円の減につきましては、玉田町の第2分団第1部の消防車両更新などの実績に伴う減であります。

23ページをお開きください。

一番下、14款「予備費」3億8,475万円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、「平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 7ページ・8ページの地方創生事業費国庫補助金、これ減っていて、6次産業の実績に伴うというのですが、6次産業について、平成30年度の6次産業の実績、ちょっと説明していただけますか。

○石川委員長 矢口企画課長。

○矢口企画課長 企画課長の矢口です。

6次産業の実績ということなものですから、それにつきましてお答えをしようと思えます。

まず平成30年度の6次産業の実績としましては、地域の特産品を使った新しい商品開発ということで取り組んでまいりました。

その結果、主なものとして、イチゴ染めのひな人形ですとか、あとはイチゴワイン、それとイチゴ焼き、それとマカそばといったような、主には4つの地域の特産品を生かした商品開発といったことで、形として結びついたものでございます。

以上で答弁を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、当初の予算額よりも国庫補助金が減っているということは、それだけ鹿沼市の地方創生事業というものは低調であったというふうに理解してもよろしいのですか。

○石川委員長 矢口企画課長。

○矢口企画課長 企画課長の矢口です。

今低調であったといったようなご指摘がありましたけれども、今回の減額の理由としましては、事業としては順調な推進という形で図ってまいりましたけれども、交付税の対象にな

らないような事業というものが途中出てきたということ、それと事業の推進の段階におきまして、平成 30 年度におきましては、実施がちょっと困難だといったことで、翌年度に見送るといったような形、そういった形に伴いまして、交付税のほうが減額になったというような経過がございますので、低調であったというような形としては捉えておりません。

以上で答弁を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると低調ではなかったのだと、しっかりやってきたのだということはわかるのですが、それと交付税とならなかった、交付税の対象とならなかった事業というのはどういうことを指して言っているのかなと、ちょっと今思ったものですから、ご説明願えればと思います。

○石川委員長 矢口企画課長。

○矢口企画課長 企画課長の矢口です。

交付金のほうの対象にならなかったものといったご質問でございますけれども、今回減額になった主な内容としましては、経済部のほうで所管しております主には2つの事業が大きな要因となっております。

それで、1つ目の事業につきましては、生活交通、それと観光交通の融合によるまちづくり、それに伴います減額が1つございます。

これは具体的には、GPSを活用しましたバスの位置情報システムの整備、こちらのほうが交付金のほうの対象から外れてしまったと、これはなぜかと申しますと、そもそも今回の取り組みと申しますのは、調査研究といったような大きなテーマのもとに取り組んでまいりました。それで、今回システムの導入といったことになりまして、調査研究の域を超えているというような判断のもとに今回交付金のほうの対象から外れたというようなことが主な理由としてございます。

それとあわせまして、バス停の設置といったことで、当初予定をしておりました。

これにつきましては、当該年度、平成 30 年度の実施が構造上、安全確保上、その年度に実施するのが困難だといったことで、翌年度に送った経過がございます。

以上で答弁を終わります。

○鰐原委員 はい、わかりました。

○石川委員長 ほかに質疑のある方、阿部委員。

○阿部委員 16 ページ、積立金の件で、先ほど課長のほうから説明があった財政調整基金積立は、5 億円ということで、平成 30 年度の部分では 40 億 9,500 万円という数字を説明がありました。

これ平成 29 年度と 28 年度の実績をちょっと確認したいのですが、どれだけ積み立ててきたかと、残高がどれだけ増えてきたことを聞いて確認をしたいと思います。

○石川委員長 木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

それでは平成 28 年度と 29 年度の基金残高ということなのですが、ちょっとお待ちください。

平成 28 年度の財政調整基金期末現在高は 30 億 3,100 万円程度でございます。

平成 29 年度につきましては、37 億 9,200 万円程度でございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

平成 29 年度で 37 億円、今回 5 億円入れて、42 億円、ここが 40 億円になるのですか。これで、数字上がってしまっていないですね。

○石川委員長 木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

実は平成 30 年度につきましては、当初予算の段階で、財政調整基金から繰り入れをやっております。それが 2 億円ほどやっておりますので、その分の減額が入っている形になります。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

その後に説明がありました積立金、公共施設のほうでしたか、3 億円を入れるということだったですね。

それで、ここでの、すみません、ちょっと聞き逃しての確認なのですが、今現在の残高というのはどういうふうになるのですか。

○石川委員長 木村財政課長。

○木村財政課長 先ほど答弁申し上げましたが、平成 30 年度末の見込み額で申しますが、6 億 6,200 万円程度ということでございます。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 ありがとうございます。以上です。

○石川委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。増渕委員。

○増渕委員 12 ページの賦課徴収費延滞金が 530 万円増えているのですね。

それで全体でも 2,300 万円になっている。ここの内訳をちょっとお願い。

○石川委員長 金子納税課長。

○金子納税課長 納税課長の金子です。

内訳といいますと、この説明欄のとおりになってしまうのですけれども、市民税は。

○増渕委員 どういうふうに加え、個人と書いてあるでしょう。なぜこれだけ増えたのかなと

いうのを、何人とか、どういうふうな延滞金が増えたのかなという、細かく、この金額になる根拠。

○金子納税課長 根拠ですか。

○増渕委員 はい。

○金子納税課長 増えた理由としましては、滞納整理ということで、延滞金を掛けているような状態でございますので、その滞納の整理に当たりまして、延滞金が増えてきたというのが現状でございます。

人数とか、件数につきましては、今の時点では、ちょっと把握できなくて申し訳ないのですけれども、でございます。

こちらを除く延滞金も同様でございます。

以上で答弁を終わります。

○増渕委員 延滞金の整備と今おっしゃっていましたが、どういうふうにまとめたのですか。

○石川委員長 金子納税課長。

○金子納税課長 延滞金の整備ですか。延滞金。

○増渕委員 違う、ちゃんと、ちょっと聞こえなかったの。

○金子納税課長 すみません。滞納整理ですね。

○増渕委員 整備。

○金子納税課長 整理。

○増渕委員 整理。あ、整理ね。

○金子納税課長 要は滞納金というのですか、それにかかわる延滞金ということになりますので、それに対する延滞金がついてまいりますので、その滞納をやった分というのですか、それが当初予算より多めにと、増えてきたのが現状でございます。

○石川委員長 増渕委員。

○増渕委員 ということは延滞金が増えているということは、納税していないということだよ。それによって整理するとどんどん延滞金が増えていってしまうということ。元が、原本が増えないから当初予算よりも増えてしまったという理解でいいのかな。

○石川委員長 金子納税課長。

○金子納税課長 納税課長、金子です。

はい、あくまで過年度分、滞納金ですので、過去の古い分からどんどん滞納延滞金というのは上がってきますので、それをどんどん整理することによって滞納金も増えるという形になるかと思えます。以上です。

○増渕委員 滞納金は整理していけば減っていくという今の課長の説明だと、減っているわけで、それが滞納金が納められていないからどんどん何か、その利息が増えていっ

てしまうという理解でいいのかなと聞いているのだけれども、今の説明だと、減っているような説明にしか聞き取れないのですけれども。

○石川委員長 金子納税課長。

○金子納税課長 すみませんでした。滞納金に関しては、元金がございまして、その元金がずっと過去にさかのぼって残っていれば、当然滞納金も増えてくるわけです。それでその過去の分を滞納整理していくに当たって、滞納金自体も一緒に整理されるようになりますので、その分についての滞納金がいつもより大きいということになるかと思えます。

○増渕委員 結局元金が減らないから滞納金が増えているという理解でいいかなと言ったのですけれども、今の説明だと、私の理解が間違っているのかなと、元金が前提だから、納税されていないから滞納金は時間がたてばたつほど、原本が減らなければ滞納金は増えていきますよね、時間とともにということでこの補正は、だから全然納税されていないというか、滞納している人が納税をしていないから延滞金のほうだけ当初予算よりも補正で増えたという理解でよろしいのですかという質問なのですから。

○石川委員長 金子納税課長。

○金子納税課長 この延滞金なのですけれども、過年度につきまして、過年度というか、過去の滞納につきまして、納めるときに支払ってもらう。この金額を上げております。ですから、元金自体も減っている、減ると一緒に、滞納、逆にこの滞納金自体は増えている。元の滞納金が減るとするのは支払っているということなものですから、その際に滞納金も一緒に支払ってもらうので、どうしても、どうしてもというか、増えていくような、滞納金を整理したから延滞金、支払った分が増えている、そういう状態です。以上です。

○増渕委員 はい、わかりました。ありがとうございます。私のほうの勘違いでした。そういう説明でわかりました。理解いたしました。

それと先ほど阿部委員のほうからあった 16 ページの公共整備の基金 6 億 6,000 万円だけれども、今年 1 年、今回のあれで 3 億円とっているということは、その模様が急に始まったのかな、それともその積み立てがね、前のは大体 40 億円になっているのがこう、数年でだんだんだんだん増えていって、5 億円ずつでも増えていって今の金額になったと思うのですけれども、これは始まったのがいつなのですかね。公共基金が、積立基金が始まったのは、半分ぐらいが今年やっているわけですよ。6 億円のうちの 3 億円。3 億円だと、違う。

(「公共施設のほう」と言う者あり)

○増渕委員 公共施設のほう。その歴史というか、どういうふうな経緯というか、そこだけお願いします。

○石川委員長 木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

公共施設の基金につきましては、公共施設の管理計画とか立てておりますので、今後その

改修なりなんりの需要が増えてくるだろうということで積み立てをしているところなのですが、ただ今回積み増した3億円につきましては、一応来年、32年度なのですけれども、北犬飼のコミュニティセンターを建築するというような予定があります。それが大体今のところの見込みで5億円程度かかるという見込みなのですが、その財源が何もないのですね。なので、そういう点に充てたいからということで積み立てたというところでございます。

以上で説明を終わります。

○増渕委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○石川委員長 ほかに質疑のある方、大貫委員。

○大貫委員 14ページの消防費の件なのですが、先ほどの説明だと減額補正になっているのですが、これは当初予算から比べて、これだけの金額というのは、この詳細の入札の金額等があるかと思うのですが、この点についてご説明をお願いいたします。

○石川委員長 黒川消防総務課長。

○黒川消防総務課長 消防総務課長の黒川です。

ただいまの質問にお答えいたします。

まず消防債につきましては常備消防のほうですが、常備消防につきましては、補正前の最初の金額が3,790万円でございます。そのうち今回750万円が補正されまして、3,040万円になっております。

その内訳につきましては、常備消防施設事業債としまして、みなみ町及びさつき町に新設されました防火水槽、それから東分署に整備されました救急車でございます。

それから非常備消防設備のほうにつきまして説明いたします。

補正前の額が3,520万円、補正額が490万円、したがって、残額が3,030万円になります。

その内訳につきましては、非常備消防施設事業債の板荷につくります消防団車庫の設計、それから先ほど申しましたとおり、消防団2分団第1部玉田町に設置されます消防車の実績によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 大貫委員。

○大貫委員 わかりました。ということは、当初予算に比べて、全ての物が安くなったという理解でよろしいのですね。

○石川委員長 黒川消防総務課長。

○黒川消防総務課長 消防総務課長の黒川でございます。

議員おっしゃったとおり、そのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○大貫委員 はい、わかりました。

○石川委員長 ほかに質疑のある方、鰐原委員。

○鰐原委員 9ページかな、不動産の売り払い収入17件分というのですが、主なものはどんなものが、1,500万円のことですけれどもね、主なものはどんなものをお売りになったかお願いいたします。

○石川委員長 星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 公共施設活用課長、星井田です。

1,556万4,000円の増の内訳ということでございますが、当初予算といたしまして、8,999万4,000円を計上いたしております。

それで、平成30年度の不動産売払収入の総額が1億555万8,000円というふうになったということで、差額を今回の専決補正として増分したものでございますが、売り払いの主なものといたしましては、大きいものとして、平成30年度売り払ったものの中で、武子ニュータウンの宅地、それから貝島町の区画整理後の保留地3件などがございます。それが大きなところでございます。

以上で答弁を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ちなみに武子ニュータウンや貝島の平米単価というのですかね、それはどのくらいで、わかりましたらひとつ。

○石川委員長 星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 平方メートル単価ということでございますので、少々今割り算をしますのでお待ちください。

武子ニュータウンのほうが、平方メートル1万6,000円程度でございます。

貝島のほうが平米3万5,000円程度でございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 説明ありがとうございました。

それと、かぬまあわの振興基金については、12ページと16ページにありますけれども、基金残高は今どのくらいになっているかご説明願います。

○石川委員長 木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

平成30年度末の見込みで申し上げますが、19億1,100万円程度でございます。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 はい、ありがとうございました。以上です。

○石川委員長 ほかに質疑のある方。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 39 号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号中関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 42 号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 42 号 専決処分の承認「鹿沼市税条例等の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、市民税におけるふるさと納税制度の対象となる寄附金の見直し及び消費税率引き上げを踏まえた住宅ローン控除期間の延長、軽自動車税における課税等の軽減等を行うものであり、本年 3 月 30 日付で専決処分させていただいたものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表 1 ページをお開きください。

それではまず、第 1 条による改正分といたしまして、第 34 条の 7 及び、2 ページ中ほどの附則第 7 条の 4 から 3 ページの附則第 9 条の 2 につきましては、「ふるさと納税制度」の見直しに伴うものであり、ふるさと納税特例控除の対象となる寄附金を総務大臣が定める基準に適合し、その指定を受けた地方団体に対する寄附金とするものです。

主な基準といたしましては、返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること、返礼品は地場産品とすることなどです。

こちらの改正につきましては、令和元年 6 月 1 日施行となります。

次に、1 ページに戻りますが、中ほどの附則第 7 条の 3 の 2 につきましては、「住宅ローン控除の拡充」に伴うものであり、消費税率引き上げに伴う住宅需要変動の平準化対策として、消費税率 10%が適用される、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの住宅取得等に係る住宅ローン控除期間を 10 年から 13 年に延長するものであります。

次に、6 ページをお開きください。

中ほどの附則第 16 条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例の見直しに伴い、令和元年度分の軽自動車税について、平成 30 年度に初回車両番号指定を受けた排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車についての軽減課税額を定めるものであります。

次に、10 ページをお開きください。

10 ページからは、第 2 条分による改正になりますが、第 1 条につきましては、資本金の額等が 1 億円を超える大法人に対し、法人市民税の申告に当たり、電気通信回線の故障、災

害その他の理由により電気通信回線を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置を定めるものであります。

なお、そのほかにつきましては、法の改正に伴う用語の整理、引用条項の整理等を行うものであります。

以上で、議案第 42 号 専決処分の承認「鹿沼市税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 専決処分なのですけれども、この中でいくつかの修正箇所がある中で、ふるさと納税とか、今いろいろな問題になっている部分は、これはわかるのですが、消費税の増税 10% は、まだ国会において決定もされていませんし、反対している方も非常に多いということで、そういう中で、今ここで準備をするというのは、私はちょっとおかしいのではないかなという、これは 46 号議案のほうでも同じことが言えるのですが、これ、なぜ今、まだ決まっていないのに、消費税 10% を踏まえたということでやるのでしょうか。

○石川委員長 日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。

一応条例の改正で、前もって条例の改正のほうをさせていただきわけですけれども、一応施行日のほうが、決まってからということになりますので、前もっての準備ということに。消費税法。

(「地方税法」と言う者あり)

○日向野税務課長 地方税法が改正になっておりますので、それに伴い改正するものでありまして、施行日はその後になっております。

○阿部委員 わかりました。もちろんそういうことだと思っております。

(「委員長、注意しろよ」と言う者あり)

○石川委員長 挙手の後、阿部委員。

○阿部委員 失礼しました。消費税増税は決まっていないので、私はこれをそのまま地方自治体が容認するというのはおかしいのではないかという主張のもとで反対します。

○石川委員長 ほかに質疑のある方。

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○石川委員長 挙手多数であります。

したがって、議案第 42 号については、原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 43 号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。

議案第 43 号 専決処分の承認「鹿沼市都市計画税条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、本年 3 月 30 日付で専決処分させていただいたものであります。

新旧対照表 14 ページをお開きください。

主な改正点につきましては、地方税法の一部改正により、法附則第 15 条第 17 項が追加されたことにより、引用条項を整理するためのものであります。

以上で、議案第 43 号 専決処分の承認「鹿沼市都市計画税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 43 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 46 号 鹿沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。

議案第 46 号 「鹿沼市税条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、子どもの貧困に対応するための市民税の非課税措置の拡大及び消費税率引き上げを踏まえた軽自動車税の環境性能割の臨時的な軽減等を行うためのものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表 16 ページをお開きください。

まず、第 1 条による改正分となりますが、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 につきましては、給与所得者又は公的年金等受給者が「単身児童扶養者」に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとしたものであります。

「単身児童扶養者」につきましては、第 24 条の際に説明いたします。

こちらの改正は、令和 2 年 1 月 1 日施行となります。

次に、18 ページをお開きください。

附則第 15 条の 2 から 19 ページの第 15 条の 6 につきましては、消費税率引き上げに伴う対応として、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及を図るため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用軽自動車について、環境性能割の税率の 1 % 分を軽減するものであります。

また、その次の第 16 条につきましては、軽自動車税の種別割の税率について、令和元年度及び令和 2 年度に初回車両番号指定を受けた排出ガス規制及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車について、現行の特例措置を延長するものであります。

次に、22 ページをお開きください。

こちらから、第 2 条分による改正分となりますが、第 24 条につきましては、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けており、前年合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親である「単身児童扶養者」に対し、個人市民税を非課税となる措置をするものであります。

こちらの改正は、令和 3 年 1 月 1 日となります。

次に、第 16 条につきましては、軽自動車の種別割の税率について、令和 3 年度・令和 4 年度に初回車両番号指定を受けた、電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車で自家用乗用のものについて、取得した翌年度の種別割の税率が 100 分の 75 に軽減されるものであります。

こちらの改正は、令和 3 年 1 月 1 日となります。

以上で、議案第 46 号「鹿沼市税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 改正案の中で、この子どもの貧困に対応する市民税非課税の措置の拡大ということなのですが、これまでとどれぐらい変わっていくのかというのは、どんな数字になる。

○石川委員長 日向野税務課長。

○日向野税務課長 こちらの非課税措置となるものにつきましては、障がいのある方でしたり、各方たちが今まで非課税措置となっておりまして、そちらに単身児童扶養者を追加するものでありますので、非課税者の枠が大きくなったということになります。

以上で説明を終わります。

金額もでしょうか。

○阿部委員 はい。

○日向野税務課長 影響額だけ、ではそれでは影響額のほうですけれども、一応 220 万円程度を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。この貧困対策の一つとして進めるということは賛成なのですが、やはり消費税導入を前提にした後半の部分でのところというのは、やはり容認できない部分がありますので、この議案にも反対でいいですか。以上です。

○石川委員長 ほかに質疑のある方。

ご異議がありましたので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○石川委員長 挙手多数であります。

したがって、議案第 46 号については、原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 48 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。北林予防課長。

○北林予防課長 予防課長の北林です。よろしく願いいたします。

議案第 48 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

『住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を定める省令』の一部改正に伴いまして、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用火災警報器の設置の免除に関する規定が追加されましたので、省令に準じて本市条例を改正するものであります。

また、「工業標準化法」が「産業標準化法」に「日本工業規格」が「日本産業規格」にそれぞれ改正されたことや、スプリンクラーの水の吹き出し口でありますヘッド、こちらの規格省令の改正に伴い、条例で引用する部分を改正するものであります。

以上、説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 48 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において本委員会に付託されました案件の審査は、終了いたしました。

これもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前 10 時 49 分)